

6. 監督・引率者の資格規定

<高体連全種目共通事項>

引率・監督等について

- 1 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。
個人の場合は校長の認める職員とする。
職員とは、校長・教頭・教諭・助教諭・講師・非常勤嘱託員・実習助手他教育職員をいう。
- 2 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合はスポーツ安全保険（傷害・賠償保険等）に必ず加入することを条件とする。
外部指導者とは、非常勤講師・スポーツクラブ指導者・社会体育指導者・当該校の卒業生・保護者等で校長の認められたものとする。

<ソフトテニス専門部独自規定> 複数個人戦に参加する学校のベンチ入りできる指導者の人数の制限

全国高体連ソフトテニス専門部細則

- 1 監督は、校長の認める指導者とし1校1名とする。
- 2 団体戦においてベンチ入りできるのは、監督1名とする。同時展開の時も同様とする。
- 3 個人戦においてベンチ入りできるのは、校長の認める指導者とする。ただし、大会参加申込時点で大会事務局に届けるものとする。
- 4 上記3の人数については、4名以内とする。ただし、出場ペア数を超えないものとする。ただし、4名の中には引率者・監督を含むものとする。
- 5 全国高校総体での宿泊の斡旋は、引率責任者と監督とする。

<長崎県高体連ソフトテニス競技専門部規定>

外部指導者（監督・コーチ）については、上記の他に、日本ソフトテニス連盟に登録・公認審判員有資格者を条件とする。

ベンチ入りする際は、服装については選手に準じ、テニスシューズを着用すること。

※上記規定の運用について

- ①上記規定は、全国大会（県専門部規定は除く）・県大会・地区大会いずれの大会にも適用される。
- ②所定の用紙に、引率者・監督・個人戦でベンチ入りする指導者を記載し、参加申込時（大会申込書に記載）または大会受付時に提出すること。